

平成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 6 年 6 月 2 5 日付け高河第 5 3 2 2 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 2 件である。

- （１） 高松漁港の区域の全体の図面およびその中の高松市所有地の分かる資料
- （２） 高松漁港の区域で市所有地の使用に関する一切の契約書類（管財課，河港課分に限る）

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成 1 6 年 5 月 1 7 日（同月 1 4 日付け）に高松市情報公開条例（平成 1 2 年高松市条例第 3 9 号。以下「条例」という。）に基づく、対象行政文書の公開請求があり受け付けた。実施機関は、同月 2 8 日に公開および非公開（行政文書不存在）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分

は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて異議申立書を同月３１日に提出し、実施機関はこれを受け付けた。

３ 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (１) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (２) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。非公開事由に、「契約はしていないため」とするが、契約をしていないとは考えられない。
- (３) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例第８条に違反し、本件処分は無効である。

４ 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (１) 請求の対象となった事務・事業の概要

高松漁港は、高松市の沿岸中央部に位置し、県内有数の漁業基地となっており、小型底曳網・敷網・刺網・釣り漁業の沿岸漁業と、ノリ等海面養殖漁業を主体としている。

また、漁港に隣接して物流の拠点である高松市中央卸売市場があり、生鮮魚介類供給の一翼を担っている。

高松漁港の整備は、昭和２８～２９年度（修築事業）、昭和３０～３７年度（修築事業）、昭和３８～４３年度（修築事業）、昭和４４年～４７年度（修築事業）、昭和４８～５０年度（改修事業）、平成元年～２年度（局部改良）により漁港整備が行われ、現在に至るものである。

(2) 行政文書不存在について

対象行政文書については、市所有地の使用に関する契約はしていないことから、行政文書不在のため、公開しない。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、1－(1)については既に公開し、1－(2)について行政文書不存在の決定をしている。

実施機関の説明によると、請求内容1－(2)に係る市所有地である普通財産については、本件担当課の河港課から財産活用課に所管替えをし、使用に関する契約について財産活用課が担当したことから、河港課は対象行政文書を保有していないとのことであった。

この点、当該文書について、実施機関が行政文書不存在とした主張に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年6月25日	諮問書受付
平成20年3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年5月21日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月 8日	答申